

資料 2-1	令和3年度 第3回 佐倉市高齢者福祉・ 介護計画推進懇話会 (令和4年3月18日)
--------	----------------------------------------------------

令和4年度 佐倉市地域包括支援センター運営方針

(案)

佐倉市

令和4年度 佐倉市地域包括支援センター運営方針 目次

1	方針策定の趣旨	1
2	センターの目的	1
3	センターの設置及び体制	1
	(1) 日常生活圏域の状況.....	1
	(2) 人員配置基準.....	2
	(3) 令和4年度センター人員配置体制.....	3
	(4) 開所日・開所時間.....	3
4	運営上の基本の方針	3
	(1) 地域包括ケアシステムの構築.....	3
	(2) 公益性の視点.....	4
	(3) 地域性の視点.....	4
	(4) 協働性の視点.....	4
	(5) 利便性の確保.....	4
5	業務共通事項の実施方針	4
6	地域包括支援センター業務の実施方針	6
7	評価の実施	8

1 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法第115条の47第1項に基づき、佐倉市（以下、「市」という。）から委託を受けて運営される地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の業務内容や運営方針を明確にするとともに、市とセンターが業務を円滑かつ効率的に実施することを目的に策定します。

2 センターの目的

センターは、地域高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置します。

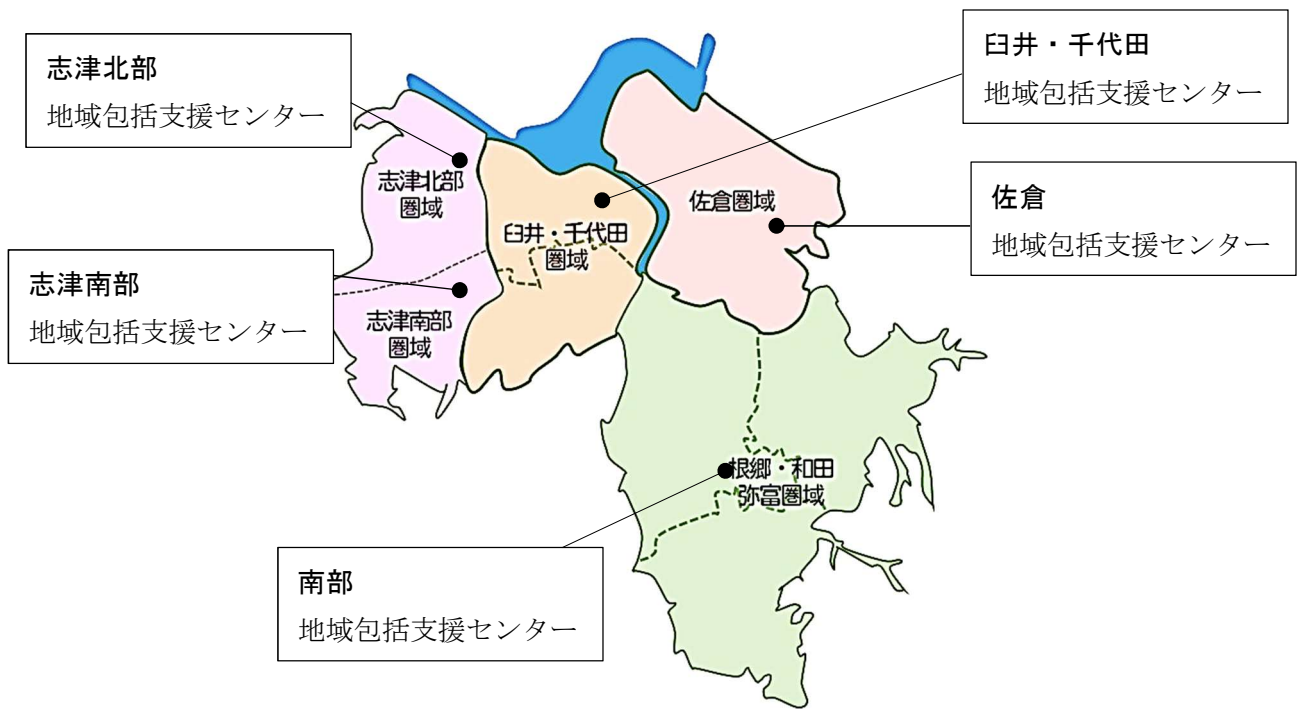
3 センターの設置及び体制

(1) 日常生活圏域の状況

センターを設置する日常生活圏域の状況は、以下のとおりです。

日常生活圏域名	担当地域	人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率(%)	面積(k㎡)
志津北部圏域	上座、小竹、青菅、先崎、井野、井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、南ユーカリが丘、西ユーカリが丘	40,519	12,379	30.6	10.27
志津南部圏域	上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津、西志津	35,079	11,063	31.5	8.25
白井・千代田圏域	白井、白井田、白井台、江原、江原新田、角来、印南、八幡台、新白井田、江原台、王子台、南白井台、稻荷台、生谷、畔田、吉見、飯重、羽鳥、染井野	40,370	13,945	34.5	18.56
佐倉圏域	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鎗木町、新町、裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄町、城内町、千成、大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、上代、高岡、宮前、白銀、鎗木仲田町	27,964	10,299	36.8	20.95
根郷・和田・弥富圏域	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、小篠塚、神門、木野子、城、石川、表町、大作、大崎台、山王、春路、馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、高崎、坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、飯塚、内田、宮内、西御門、七曲	28,546	8,745	30.6	45.56
市全域		172,478	56,431	32.7	103.6

※人口は令和3年9月末現在



(2) 人員配置基準

包括的支援事業を実施するために、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3つの職種※（以下、「3職種」という。）を配置するものとし、その人員配置基準は、以下のとおりとします。

※3職種に準ずる者を含む。

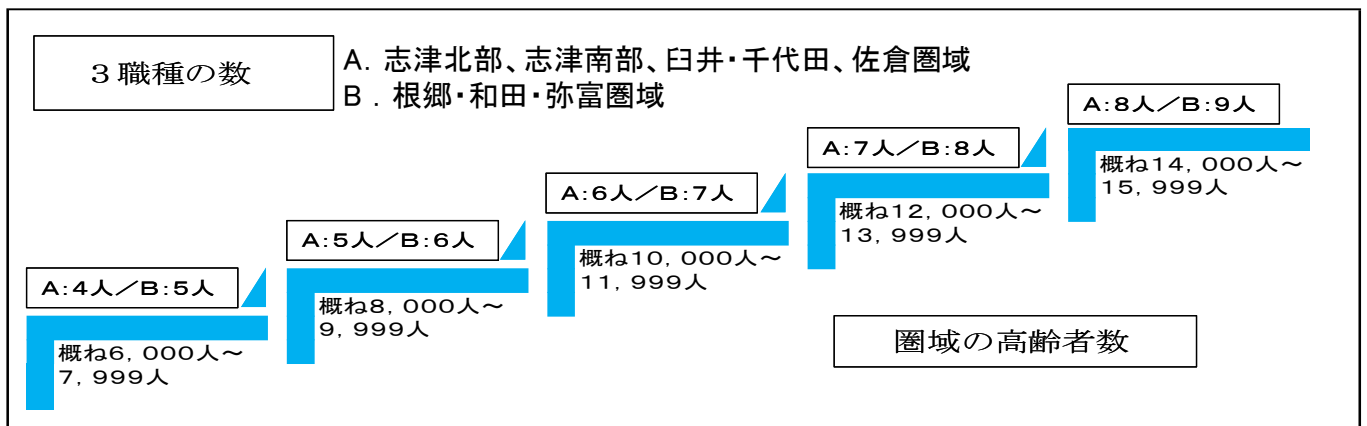
① 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人未満の場合

第1号被保険者 (65歳以上高齢者)	職種及び職員数		
	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員
概ね1,000人未満	3職種のうち1~2名		
概ね1,000人～1,999人	3職種のうち2名		
概ね2,000人～2,999人	1名	いずれか1名	
概ね3,000人～5,999人	1名	1名	1名

(佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例第3条)

② 第1号被保険者（65歳以上高齢者）数が6,000人以上の場合

圏域の高齢者人口及び面積を考慮し、次のとおりとします。



(3) 令和4年度センター人員配置体制

○包括的支援事業を実施するために、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置するほかに、一般介護予防及び認知症総合支援事業の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職、生活支援体制整備事業の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職の計2名（3職種以外でも可）を配置するものとします。

○センターには管理者（センター長）を兼務する者を3職種の中から選任し配置します。

センター名称	高齢者数	包括的支援事業 (2)の人員配置基準	一般介護予防事業・ 認知症総合支援事業・ 生活支援体制整備事業	合計
志津北部地域包括 支援センター	12,379人	7名	2名	9名
志津南部地域包括 支援センター	11,063人	6名	2名	8名
臼井・千代田地域包 括支援センター	13,945人	8名	2名	10名
佐倉地域包括支援 センター	10,299人	6名	2名	8名
南部地域包括支援 センター	8,745人	6名	2名	8名

※人員配置人数は、令和4年4月1日の高齢者人口を想定して配置しています。

(4) 開所日・開所時間

日曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

（土曜日、祝祭日、12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日までを除く）

※上記相談受付時間外であっても、緊急相談ができる体制をとります。

4 運営上の基本的方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築

① 市は、第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画において、介護が必要な状態になっても住み慣

れた地域で暮らし続けることができるよう、「予防」「生活支援」「介護」のサービスを切れ目なく包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図っていくと位置付けています。

- ② センターは、地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、担当圏域ごとのニーズを的確に把握し、業務を実施します。

(2) 公益性の視点

- ① センターは、市の介護・福祉行政の一躍を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ② センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

(3) 地域性の視点

- ① センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ② 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等からの意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(4) 協働性の視点

- ① センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の職員全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有し、連携及び協力して業務を実施します。
- ② 地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア、民生委員等の関係者との連携を図りながら地域包括支援ネットワークの充実を図ります。

(5) 利便性の確保

- ① センターは、利用者が円滑に窓口へ来所することができるよう、案内板やポスター等により創意工夫します。

5 業務共通事項の実施方針

(1) 事業計画の策定

- センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、年間の事業計画を策定します。

(2) 職員の確保

- センターは、職員が確保できないことによるサービス低下とならぬよう、市が定める職員の配置基準を遵守し、適切な人員確保に努めます。

(3) 職員の資質向上

- 市が年度当初に示す年間の研修計画に基づき、センターの全職員が計画的に研修に参加し

ます。

- 研修等で学んだ内容を全職員に共有することにより、職員全体のスキルアップを図ります。

(4) 広報活動

- センターは、あらゆる世代に対してセンター業務の理解と協力を得るために、市のホームページや広報紙の他にも、パンフレットの配布やインターネットを活用した広報活動を行います。

(5) 担当圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

- センターは、担当する圏域が抱える地域特性や課題からそのニーズの把握に努め、適切かつ柔軟な事業運営を通して、地域資源の開発や地域課題の解決に向けた施策提案を行います。

(6) 苦情対応

- センターに関する苦情等については、その内容を記録し、全職員で共有するとともに、速やかに市に報告します。

(7) 個人情報の保護

- センターは、業務上で知り得た高齢者やその家族等の個人情報が、外部に漏れたり、業務の目的以外に使用されたりすることのないように、関係法令を遵守します。

(8) 関係機関との連携

- センターは、市の関係部署（高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課、社会福祉課等）と密接な連携を図ります。
- 市が定期的で開催する連絡調整等を行うための「地域包括支援センター管理者会議」及び、困難ケースを検討するための「事例検討会」に積極的に参加するものとします。
- 市内設置のセンターが相互に連携することで、センターの運営水準を確保します。
- 高齢者が介護や保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービス等を有効に利用できるよう、介護事業者、医療機関、民生委員、自治会、社会福祉協議会等、多様な関係機関と緊密な連携を図り、協力関係を深めます。

(9) 公正・中立性の確保

- センターは、指定介護予防支援や介護予防ケアマネジメントに関する居宅介護支援事業所への委託や、要介護認定者に関する居宅介護支援事業所の紹介、利用する介護保険サービス事業所の選定においては、利用者の居住地やニーズに応じて公正中立に行うこととし、選定の理由や経緯を記録に残します。
- 包括的支援事業を円滑に実施するため、年間のケアプラン上限数は、指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業との兼務する者の人数に10件を乗じて得られた件数とします。この場合、センター職員のケアプラン作成数に偏りがないように配慮するとともに、年間のケアプラン上限数を超えた場合は、センターの委託料から減額します。

(10) 事故報告

- センター業務において、事故が発生したときは、佐倉市地域包括支援センターにおける事故等発生時の報告取扱要領に基づき、速やかに市に報告します。

(11) 実習生等の受け入れ

- 保健師・社会福祉士・介護支援専門員等の人材育成のため、市に対して依頼のあった実習生等の受け入れについて、業務に支障のない範囲で積極的に対応します。

(12) 感染症対策について

- 新型コロナウイルス感染症等、感染拡大を防止するため、国等が示す感染予防対策の徹底に努めます。また、感染症のまん延期においては、事業実施の検討や代替事業等、状況に応じた対応に努めます。

6 地域包括支援センター業務の実施方針

(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

① 総合相談支援業務

- 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、どのような支援が必要かを把握した上で、地域における適切なサービス利用や、関係機関及び制度利用へのつなぎ等の支援を行います。

② 権利擁護業務

- 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活の維持を図ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

ア 成年後見制度の利用支援・活用促進

- 関係法令や市が定める「佐倉市地域包括支援センター権利擁護支援マニュアル<成年後見制度等利用支援編>」等に基づき、迅速かつ適切に対応します。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

- 虐待及びやむを得ない事由等の場合で、高齢者を老人福祉施設等への入所が必要な高齢者に対し、市と連携し、迅速かつ適切に対応します。

ウ 高齢者虐待への対応

- 関係法令や市が定める「佐倉市地域包括支援センター権利擁護支援マニュアル<高齢者虐待対応編>」等に基づき、迅速かつ適切に対応します。

エ 消費者被害の防止

- 佐倉市消費生活センター等との連携を図り、消費者被害の把握、未然の防止、問題の解決にあたります。

オ 困難事例への対応

- 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、また、サービスが必要であるにも関わ

らず高齢者自身が支援を拒否している場合その他困難事例を把握した場合、センター専門職が対応を検討し、必要な連携や支援を行い、課題解決を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携や多職種相互の協働により個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援していく体制づくりを構築します。
- 市と協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象とした研修・事例検討等の開催計画を作成するものとします。
- 個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

(2) 包括的支援事業（社会保障充実分）

① 在宅医療・介護連携推進事業

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、医療と介護のサービスが一体的に提供されるよう、市とともに医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。
- センターは、市が実施主体となり推進する当該事業に関し、市と協働して事業を推進します。

② 生活支援体制整備事業

- 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を図ります。
- センターは、市が定める基準に基づき、生活支援コーディネーターを配置し、当該事業を推進します。

③ 認知症総合支援事業

- 認知症の人とその家族が住み慣れた地域で生活することができるよう、医療・介護等のネットワークを活用しながら早期診断・早期対応に向けた地域支援体制を構築します。
- センターは、市が定める基準に基づき、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チーム員を配置し、市と協働して取り組みを推進します。
- 認知症の人とその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の取り組みを市とともに推進します。

④ 地域ケア会議推進事業

- 自立した日常生活を営むために必要な体制づくりを目的として、地域ケア会議を実施します。会議の目的に応じ、市職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員、地区社協、自治会、まちづくり協議会、高齢者クラブ等から、必要に応じて出席者を調整します。
- 地域ケア個別会議（以下、「個別会議」という。）においては、自立支援に資するケアマネジメント支援について多職種等で検討することで、高齢者の尊厳ある生活が地域で継続できることを目指します。
- 個別会議の積み重ねから発見された地域課題を「地域ケア推進会議」で共有し、地域づくり

や社会資源の開発につなげるための市への提言を行います。

- 個別会議及び地域ケア推進会議の開催にあたっては、年度当初にセンターが計画を策定し、市と協議するものとします。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

①一般介護予防事業

- 高齢者が要介護状態になることの予防やその状態の軽減または悪化を防止し、高齢者の生きがいのある生活を支援します。
- 住民主体の通いの場を充実させ、通いの場が自主的・継続的に運営されるように適切な支援を行います。
- 地域で介護予防に積極的に取り組む人材や団体の育成支援を行い、介護予防の普及・啓発を推進します。

②第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

- 介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして、住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、利用者の意欲や興味にも依拠しつつ「自立支援」のためのケアマネジメントを行い、それを実現するためのプランであることを利用者やその家族と共有します。
- 利用者や家族の声を聞くだけでなく、自立のための課題の見立てと的確なアセスメントを実施し、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成し、自立へとつないでいきます。
- 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市が示す基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知するものとします。
- 居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、公正・中立性の確保に努めます。

(4) 指定介護予防支援業務

- 佐倉市に設置するすべてのセンターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第 115 条の 22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付の介護予防ケアマネジメント）を実施します。
- 業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとしますが、公正・中立性の確保に努めます。

7 評価の実施

- 市は、国の評価指標及び市が別に定める評価指標によりセンターの評価・点検を行い、その結果を地域包括支援センター運営協議会に報告します。
- 上記評価の結果を踏まえて、次年度のセンターの運営方針を設定します。